

敦運プ発 第17-1号
平成29年4月21日

原子力規制委員会 殿

届出者

東京都千代田区神田美土代町1番地1
日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

代理人

福井県敦賀市明神町1番地
日本原子力発電株式会社
敦賀発電所長 師尾 直

敦賀発電所1号機炉心スプレイ系配管に係る溶接安全管理審査申請書の取り下げについて

平成23年9月9日付けJTU1溶安-11-08号により申請（平成23年12月7日付けJTU1溶安-11-08-01号、平成24年1月23日付けJTU1溶安-11-08-02号、平成24年4月24日付けJTU1溶安-11-08-03号、平成24年11月29日付けJTU1溶安-11-08-04号、平成25年4月22日付けJTU1溶安-11-08-05号、平成25年7月4日付けJTU1溶安-11-08-06号、平成25年7月17日付けJTU1溶安-11-08-07号、平成27年7月9日付けJTU1溶安-11-08-08号で申請書の記載内容変更）しました敦賀発電所1号機炉心スプレイ系配管に係る溶接安全管理審査申請につきましては、以下の理由により取り下げることと致します。

敦賀発電所1号機については、平成28年2月12日付け廃室発第158号をもって核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第2項の規定に基づく発電用原子炉施設廃止措置計画認可申請（平成29年2月10日付け廃室発第215号で一部補正）を原子力規制委員会殿に対して行い、平成29年4月19日に認可されました。

これに伴い、前記溶接安全管理審査申請における検査未了設備は、廃止措置段階において機能を維持すべき設備に該当しないことから、前記溶接安全管理審査申請について取り下げることと致しますのでよろしくお取り計らい願います。

以上